

令和8年度 学校いじめ防止基本方針（例示）

北九州市立 小倉南特別支援学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

本校は、児童・生徒一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、国・市・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

法第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

I いじめに対する基本姿勢

本校においては、法の定義に則り、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童・生徒の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（1）自校の課題

- ・本校の児童生徒は、知的能力や意思交換等に課題があり、日常生活や社会生活において一人一人の実態に応じた特別な支援や配慮が必要。
- ・中・重度の障害のある児童生徒から、生徒指導上課題のある軽度知的障害、精神疾患のある軽度知的障害の児童生徒まで在籍し、障害の状況や行動の状況が多様。
- ・一人一人の自立と社会参加に向けて、適切な対人関係を身に付けることが必要。
- ・入所施設から通学する児童生徒も在籍しているので、関係施設職員とも緊密に連携を取ることが必要。

（学校及び学校の教職員の責務）

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 学校としての役割

- ① いじめに対する正しい認識について共通理解を図り、全教職員で組織的にいじめの早期発見・早期対応に努める。
 - ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという強い認識をもつ。
 - ・ 児童・生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなるという認識をもたせる。
 - ・ いじめは成長過程にある児童・生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであることから、積極的に認知に取り組み、早期発見・早期対応に努める。
 - ・ 教職員一人一人がいじめの問題の重要性を正しく認識し、児童・生徒のわずかなサインもキャッチできるように、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。
 - ・ 日頃から教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
 - ・ 教職員用資料「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第4集～」等を中心に、校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を講師として事例研修やカウンセリング研修を行い教職員のカウンセリング能力の向上に努めたりすることで、いじめに対する正しい認識を共通理解し、組織的な体制を整える。
 - ・ 特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ② 教育相談活動の充実を図り、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る。
 - ・ いじめはどの学校でもどの子にも起こりうるという危機意識を持つこと。
 - ・ 定期的に「いじめの実態把握に特化したアンケート」等を実施するとともに教育相談活動を充実し、いじめが起きたときの対処療法的な対応にとどまるだけでなく、全教育活動を通じた発達支持的生徒指導を展開する。
 - ・ 「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第4集～」のP77「いじめの問題への取組についてのチェックポイント(例)」を参考にし、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。
 - ・ いじめの早期対応にあたっては、教職員がいじめの発見や通報を受けたこと等を抱え込まず、校内いじめ問題対策委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

- ③ 家庭、地域、関係機関との連携に努める。
 - ・ 入学時をはじめ各年度の開始時等において、「学校いじめ防止基本方針」や「校内いじめ問題対策委員会」について説明し、児童・生徒・保護者・地域に周知する。(入学式・始業式・懇談会等)
 - ・ いじめの未然防止や早期発見のために、また、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけでなく家庭・地域・関係諸機関と連携する。
 - ・ 日頃より家庭訪問等を行い、保護者とコミュニケーションをとり信頼関係を築く。
 - ・ 必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関との連携協力を図る。暴力行為や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。

- ④ 「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図る。
 - ・ 9月の全市で実施する「いじめに関するアンケート(全市一斉アンケート)」を効果的に活用する。アンケート実施後は、全児童・生徒に面談をすることにより、早期発見に努めるとともに誰もが相談しやすい体制整備に努める。
 - ・ 9月の全市一斉アンケートの際に、保護者にいじめの取組や児童生徒の状況を確認するアンケートを実施し、積極的にいじめに係る情報を収集する。

- ⑤ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用し、平時からの備えを徹底する。
 - ・ 令和6年8月に文部科学省が作成したいじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト

を活用し、学校におけるいじめ重大事態の平時からの備えを教職員全体で意識し、重大事態の未然防止に努める。

(3) 教職員としての役割

- ① 「心の健康観察」の実施や日常的な関わりを通して児童・生徒理解に努める。
「心の健康観察」は生徒の実態により実施できてはいないが、日常的な関わりの中かで連絡帳等を使い保護者と密に児童・生徒の様子を把握している。
- ② 教育活動全体を通じて行ういじめの未然防止教育を通して、いじめを許さない風土の醸成を図り、安心して過ごせる学校、学級づくりに努める。
教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の温かい人間関係を基に、学校や学級を児童・生徒にとって落ち着ける場にする事で居心地のよい学校・学級づくりに努める。
道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日ごろから人権感覚を育む環境づくりに努め、いじめを許さない学級風土をつくる。
- ③ 不安や悩みを受容する姿勢を示す等、児童生徒の内面を支援する。
アンテナを高くして、児童・生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の児童・生徒一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。
連絡ノート等を通した心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も児童・生徒と一緒に活動したりして、全児童・生徒に1日に1回は声かけするよう心がける。
- ④ いじめに対して迅速かつ継続的に対応し、いじめを受けた児童生徒を最後まで守る。
いじめを受けた児童・生徒の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。
- ⑤ 教職員間で組織的な連携を図り、組織としていじめ問題に対応する。
担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、責任をもって他の教職員に協力を求め、管理職に報告する。

(4) 保護者としての役割

(保護者の責務)

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- ① 学校は、家庭と連携しながら、思いやりや規範意識を育む指導の充実を図る。
道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日ごろから人権感覚を育む環境づくりに努め、いじめを許さない学級風土を保護者と一緒に作っていく。
- ② 学校は、気になる様子等について、保護者と情報共有を図り、早期対応に努める。
アンテナを高くして、児童・生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の児童・生徒一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。気になることがある場合は電話連絡をする。
- ③ 学校は、保護者に対して学校の取組等を適切に伝え、理解と協力を得ながら取組を進める。
道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日ごろから人権感覚を育む環境づくりに努め、いじめを許さない学級風土をつくるだけでなく学年だよりなどを使って保護者にも伝える。

2 いじめの未然防止のための措置

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するとともに、日頃より教職員全体の共通理解を図る。
- ② 児童・生徒に対して、全校集会や学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成する。
- ③ 分かりやすい授業づくりや温かい集団づくりを通して、児童生徒が安心して過ごせる環境を整える。
- ④ 教育活動全体を通じ、児童・生徒自らが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができ、機会をすべての児童・生徒に提供できるように努める。
- ⑤ 校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められていると言う思いが得られるように工夫する。困難な状況を自ら乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高める。

3 いじめの早期発見のための措置

- ① 年2回以上「いじめに関するアンケート」（1回は全市一斉アンケート）を実施する。
 - ・ 学期に1回以上、年2回以上の「いじめの実態把握に特化したアンケート」調査により、いじめの実態を把握する。
 - ・ 保護者用のいじめ防止リーフレット等を活用し、家庭と連携して児童（生徒）を見守る。
 - ・ 9月に行われる全市一斉の「いじめに関するアンケート（全市一斉アンケート）」を活用し、学校全体でいじめの実態を把握する。アンケート実施後は、全児童・生徒に面談をすることにより、早期発見に努めるとともに誰もが相談しやすい体制整備に努める。
 - ・ 9月に保護者へのアンケート（児童生徒のいじめの状況確認及び学校のいじめ防止に関する取組について）を実施し、いじめの実態を把握する。
- ② 定期的に教育相談を実施する等、教育相談体制の構築を図る。
 - ・ 学期に1回以上の定期的な教育相談により、いじめの実態の把握に努める。
 - ・ 教職員と児童（生徒）の日常のコミュニケーションをより大切に、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
 - ・ 家庭訪問等を通して教職員と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
 - ・ 児童生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
 - ・ 気になる児童生徒の情報を全教職員で共通認識しておく。
 - ・ 職員室のPC等にいじめに関する情報を全職員で共有できるようフォルダを作成し、いじめの事実があるとおもわれる場合は確実に記録する。
- ③ 日常的な関わりの中や保護者との連絡帳でのやりとりを通して、児童・生徒の心の不調の把握に努める。
- ④ 「北九州市SNS悩み相談」や「24時間子ども相談ホットライン」等の相談窓口を周知する等、相談体制の構築を図る。
 - ・ 休み時間や放課後等さまざまな場面で、教職員で児童・生徒を見守り、動きを把握する体制づくりを行う。
 - ・ 日記や生活ノート、相談箱を設置すること等から、児童・生徒の悩みを把握する。
 - ・ 相談電話（24時間子ども相談ホットライン等）やSNSを用いた相談を周知する。
 - ・ 児童生徒を加害に向かわせない、被害に遭わせない等、児童生徒の健全な育成の観点から、必要に

応じて警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築を行う。

4 いじめに対する措置

- ① 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ問題対策委員会で情報共有する。
 - ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・ 児童・生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
 - ・ 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認する。
 - ・ いじめの事実の有無を確認したものについては、校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。

※ 月末統計報告で「いじめの実態調査」を教育委員会に提出する。

 - ・ 解決困難な問題への対応については、スクールロイヤーを活用することで問題の早期解決を図る。
 - ・ いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合は、速やかに警察署に相談または通報し、連携して対応を行う。
- ② いじめを受けた児童生徒の気持ちに寄り添い、安全と安心を最優先に確保し、いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援を行う。
 - ・ いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
 - ・ いじめを受けた児童生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」を伝える。
 - ・ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
 - ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
 - ・ いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族等）と連携し、支える。
 - ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
 - ・ 認知したいじめは解消に向けて、3か月以上継続して見守る。
 - ・ いじめを受けた児童生徒の気持ちに寄り添い、いじめを行った児童・生徒との関係修復を目指す。
- ③ いじめを行った児童生徒の保護者にも協力を求め、当該保護者と連携しながら、児童生徒への指導及び保護者への助言を行う。
 - ・ いじめを行った児童生徒から事実関係の聴き取りを行う。
 - ・ いじめが確認された場合、組織的に対応し、謝罪や二度としないことの約束等を行う。
 - ・ 聴き取りした内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
 - ・ 保護者と連携して、対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
 - ・ 児童生徒にいじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
 - ・ いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、継続的に指導する。
 - ・ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。
 - ・ いじめを行った児童生徒の保護者にも協力を要請し、いじめを受けた児童・生徒との関係修復を目指す。
- ④ 認知したいじめについては、適切な対応を行った後、いじめに係る行為が止んでいる状態が一定期間継続していること及び被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを含め、継続的に確認する。
 - ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。）を定期的に確認する。

- ⑤ 情報モラル教育を推進するとともに、インターネットを介したいじめの早期発見及び適切な対応を図る。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
 - ・ 児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ・ 児童・生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知する。
 - ・ 情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

(いじめに対する措置) いじめ防止対策推進法23条フロー

児童（生徒）がいじめを受けていると思われる時

いじめの事実の有無を確認

検討結果を教育委員会に報告

いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒双方から丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

いじめがあったことが確認された場合

- いじめをやめさせる。
- 再発防止をするため、複数の教職員によって、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言①②を継続的に行う。
- ※ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

前期		後期	
期日	活動内容	期日	活動内容
4月上旬	児童生徒実態把握	10月中旬～12月	教育相談② (必要に応じて担任が中心となっ て行う。状況によって支援部、生徒 指導、管理職、SC、SSW、スク ールサポーター等が入る)
4月下旬	保護者懇談会①		生徒指導係会(前期の取組の点検・ 評価等)
5月上旬	児童生徒理解研修①		
5月～7月	教育相談① (必要に応じて担任が中心となっ て行う。状況によって支援部、生徒指導、 管理職、SC、SSW、スクールサポ ーター等が入る)	11月下旬	校内研修②(アンケート結果を基に した取組の確認)
6月上旬	人権研修会(講師を招聘して)	12月中旬	性に関する指導(身体の一次成長、 二次成長について)
7月上旬	保護者懇談会②	1月	児童生徒実態把握(冬休みの過ごし 方等)
7月上旬～中旬	職員会議①(いじめ対策について)		いじめに関するアンケート③(聞き 取り)
7月中旬	校内研修会①(人権について)		
9月1日～ 30日	いじめ防止強化月間	1月～3月	教育相談③ (必要に応じて担任が中心となっ て行う。状況によって支援部、生徒 指導、管理職、SC、SSW、スク ールサポーター等が入る)
9月上旬	職員会議②(いじめ対策についての確 認)		
9月上旬 ～10月上旬	いじめに関するアンケート(全市一斉 アンケート)・面談	2月	校内研修会③ (人権意識を高めるために)
9月上旬	学級活動①(いじめ問題に関する取 組)		
9月中旬	学級活動②(人権週間作品づくり等の 取組)	3月	児童生徒理解研修②
		3月上旬	保護者懇談会③
		3月下旬	職員会議③(1年間の取組の点検・ 評価、児童生徒理解等)

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校いじめ問題対策委員会

(学校におけるいじめ防止対策のための組織)

法第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 学校いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容確認
 - ・ 基本方針に基づく年間計画の作成・実行、校内研修の企画・実施
 - ・ いじめの相談・通報の窓口、情報の収集・整理・記録
 - ・ いじめの疑いに関する情報があった場合、緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者との連携
 - ・ いじめの認知
 - ・ 基本方針の点検、チェックリストの点検、いじめ対策の取組の効果をPDCAサイクルで検証
 - ・ いじめ重大事態の調査が学校主体の場合の調査組織の母体
- ※ SC・SSW等、常に会議に参加できない委員には、会議録等を活用し、情報共有を行う

② 学校いじめ問題対策委員会 《教職員関係者》

役職	氏名	役職	氏名
校長		教頭	
教頭		教務主任	
生徒指導主事		小学部主事	
生徒指導主任（中学部）		中学部主事	
生徒指導主任（小学部）		高等部主事	
養護教諭		支援部主事	
訪問教育部主事		コーディネーター	

《外部関係者等》

役職	氏名
スクールソーシャルワーカー	
スクールサポーター	
スクールカウンセラー	

※ 学校いじめ問題対策委員会は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長のほか、委員の半数以上の出席により定期的に開催する。ただし、緊急の対応が必要な場合は、校長の判断により、半数以上の出席がなくても臨時に開催することができる。

欠席した委員に対しては、会議の議事録を共有するものとする。また、外部関係者が欠席した場合は、必要に応じて専門的観点からの意見を後日聴取するものとする。

また、会議録には、開催期日、出席者、課題及び審議内容を記載するものとする。

③ 学校いじめ問題対策委員会活動計画

※ 定例会は少なくとも月に1回以上行う

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合
- ・ 被害児童・生徒の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 児童・生徒や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す児童・生徒の処遇や、家庭環境に配慮を要する児童・生徒の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後にまかせっきりになったりしないようにする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教職員に不信感を生まないように配慮する。

7 重大事態とは

(重大事態の定義)

法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ重大事態への対応

- ① いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に準じた対応を行う。